

群馬県最低賃金

78円UP!

1,063円

時間額

令和8年3月1日発効



厚生労働省 たしかめたん



チェックマン

賃金引き上げの支援策をご活用ください！

厚生労働省「業務改善助成金」

令和8年1月31日までに事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業を対象に、その費用の一部を助成します。

- ▶ 業務改善助成金コールセンター ☎ 0120-366-440
- ▶ 申請先：群馬労働局雇用環境・均等室 ☎ 027-896-4739



群馬県「ぐんま賃上げ促進支援金」

令和7年11月30日までに従業員の賃金を5%以上引き上げた県内の中小企業等を対象に、従業員1人あたり5万円(最大20人分)を支給します。

- ▶ ぐんま賃上げ促進支援金事業事務局 ☎ 050-6883-8771
- ▶ 申請期限：令和7年12月26日（金）
- ▶ 申請先：特設サイトから申請してください。



最低賃金

- ◇年齢に関係なくパートや学生アルバイトなどを含む、群馬県で働く全ての労働者に適用！
- ◇最低賃金未滿の労働契約は、無効！最低賃金額が適用！
- ◇都道府県ごとに決められ、毎年改正検討！
- ◇産業によっては、特定最低賃金が適用！
- ◇地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！

最低賃金の比較方法

- 1 時間給の場合 $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$
- 2 日給の場合 $\text{日給} \div \text{1日の平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$
- 3 月給の場合 $\text{月給} \div \text{1か月の平均所定労働時間} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$
- 4 上記1～3の組み合わせの場合 それぞれ上記の1、3の式により時間額
例えば基本給が時間給制で各手当 を換算し、それらを合計したものを最低
(職務手当など) が月給制などの場合 賃金額 (時間額) と比較します。

最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ①臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 (賞与など)
- ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④所定労働日以外の日への労働に対して支払われる賃金 (休日割増賃金など)
- ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分 (深夜割増賃金など)
- ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当



正社員、パート、アルバイトなど、
年齢に関係なく、学生さんも含め
働くすべての人と雇う人のためのルールです！

厚生労働省HP「賃上げ」支援助成金パッケージをチェック！

